

市内商店街における AIO（AI 検索最適化）対策支援業務 仕様書

1 件名

市内商店街における AIO（AI 検索最適化）対策支援業務

2 業務目的

本業務は、ChatGPT や Google Gemini 等の生成 AI の普及に伴う情報検索環境の変化に対応するため、市内商店街のホームページ等のインターネット上の情報を AI が的確かつ魅力的に抽出・要約できる状態を整備し、国内外の利用者に対して的確な情報を届けることを目的とする。併せて、整備した情報を商店街の担当者がタイムリーに更新できる仕組みを構築し、商店街の来街者増加および売上向上を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

発注者および対象商店街と緊密に連携し、以下の業務を遂行すること。

(1) 事業実施を希望する商店街へのヒアリング及び事業対象商店街の決定

ア 事業対象商店街の選定基準の策定

発注者と協議のうえ、「情報発信への意欲」「地域の特徴（AI が語るべき強みがあるか）」「次年度以降の運用体制」等の観点から、選定基準を策定する。

イ 事業実施を希望する商店街へのヒアリング調査

発注者が予め市内商店街へ事業実施の希望調査を行った結果手を挙げた商店街に対して、策定した選定基準のもとヒアリング調査を行う。その際、既存のホームページを持つ商店街に対しては、既存ホームページを更改するのか、それとも新規ホームページを制作するのか、商店街の希望を聞き取ること。また、次年度以降の維持管理経費やバックアップ体制等についても十分な説明を行うこと。なお、ヒアリング調査の際は発注者も同席させること。

ウ 事業対象商店街の決定

発注者と協議のうえ、事業対象商店街を決定する。併せて、ヒアリング調査を行った商店街に対して、事業実施可否を通知する。

(2) 事業対象商店街における既存情報の現状分析

主要な生成 AI（ChatGPT、Google Gemini 等）を用い、対象商店街について現状どのような回答が生成されるか、誤情報や情報不足がないかを検証する。

また、既存ホームページ、SNS、Google ビジネスプロフィール等の更新頻度、情報の正確性、検索エンジン最適化（SEO）状況を分析し、AI が情報を正しく構造的に理解できていない要因を特定する。

(3) 現状分析をもとにしたホームページ制作（更改）計画の策定と報告

ア ホームページ制作（更改）計画の策定（AIO 最適化戦略の策定）

現状分析結果をもとに、対象商店街の既存情報をどう整理し、不足する情報をどの

ような形で公開すれば AI が認識しやすいのか示したうえで、対象商店街の希望をもとに新規ホームページ制作計画もしくは既存ホームページ更改計画を策定する。

イ 現状分析結果の報告と計画の提示

発注者および対象商店街に対して、現状分析結果を報告し、新規ホームページの制作計画もしくは既存ホームページ更改計画を提示する。なお、AI に疎い素人でも理解できる内容の報告書及び計画書を作成し、対面で打ち合わせすること。対象商店街の要望に応じて適宜計画を変更すること。

(4) 新規ホームページの制作（既存ホームページの更改）・情報整理

計画をもとに、以下の点に留意して対象商店街の新規ホームページの制作（もしくは既存ホームページの更改）を行う。

なお、使用するサーバーは発注者と協議のうえ受注者で決定する。

- ア AI が効率よく情報を収集でき、AI が要約しやすい「論理的で明快な文章」を用いて、対象商店街の魅力が伝わるホームページとすること。
- イ 新規ホームページには、対象商店街の希望する内容を掲載すること（店舗名、住所、営業時間、写真等を掲載することが望ましい）。
- ウ 来年度以降、対象商店街の担当者（商店街のすべての店主）がタイムリーに情報発信できるよう、誰もが短時間で効率よく情報を更新しやすい仕組みにすること。
- エ AI の主要な参照元となる「Google ビジネスプロフィール」の情報を、新規ホームページの内容と整合性が取れるよう一括して整理・最適化すること。

(5) 効果検証および報告

- ア 新規ホームページ制作（既存ホームページ更改）終了後、情報の正確性、網羅性、検索エンジン最適化（SEO）状況等を再度検証・分析すること。
- イ 実施内容、改善結果、今後の来街者増に向けた提言等をまとめた報告書を提出すること。

(6) 新規ホームページ（既存ホームページ改修後）の運用支援

- ア 次年度以降、商店街自らがホームページの情報をタイムリーに更新し、AI に最新情報を伝え続けるためのホームページ運用マニュアルを作成する。
- イ 発注者と協議のうえ、商店街の担当者（商店街のすべての店主）へホームページの運用マニュアルを示したうえで、ホームページの管理画面を表示しながら更新方法を説明する時間を設けること。

5 成果物の納品について

受託者は、発注者と対象商店街に対して以下の書類を提出すること。

- (1) 現状分析および新規ホームページ制作（既存ホームページ更改）計画書
紙資料 3 部、PDF データ 1 式
- (2) 新規ホームページ制作（既存ホームページ更改）内容および改善結果報告書
紙資料 3 部、PDF データ 1 式
- (3) 新規ホームページ（既存ホームページ更改後）運用マニュアル
紙資料 3 部、PDF データ 1 式

6 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を成果品の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、受注者が従来から著作権を有する著作物について、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、利用を許諾するものとする。
- (3) 受注者は、成果品の著作物（受注者が従来から著作権を有する著作物を含む。）に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、著作者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。
 - ア 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。
 - イ 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。
 - ウ 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の氏名で発表すること。

7 関係法令等の遵守

受注者は、本業務を実施するにあたり、著作権法その他の法令を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに「業務計画書」を作成し、発注者の承認を得ること。「業務計画書」には業務に従事する従事者一覧を明記すること。また、事業の実施にあたり、発注者と十分協議したうえで実施すること。
- (2) 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 本事業の実施にあたり取得した個人情報については、業務の履行に必要な範囲内で適切に取り扱い、目的外利用を行わないこと。なお、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、受託者の責任において速やかに必要な措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告すること。
- (4) 本事業の実施にあたり、受注者に生じた損害又は受注者が発注者若しくは第三者に及ぼした損害は、受注者がすべて負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときはこの限りでない。
- (5) 受注者は、委託業務の処理上知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様である。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、受注者と発注者の両方で協議の上、決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。